

# 第五次熱海市総合計画策定支援業務 仕様書

## 1. 業務名

第五次熱海市総合計画策定支援業務

## 2. 業務目的

本市の市政運営の指針となる「第四次熱海市総合計画（以下「現行計画」という。）」が、令和2年度に目標の最終年次を迎えることから、現行計画の成果検証を行ったうえで、「第五次熱海市総合計画（以下「次期計画」という。）」を策定する必要がある。

また、本市では、本市の人口の現状を分析し、少子高齢化に伴う人口減少に直面する中、将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示した「熱海市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」に基づき平成27年度に策定された「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」が、令和元年度に最終年次を迎えることから、現行の総合戦略を1年延長し、次期計画の策定にあたっては次期計画に次期総合戦略を統合して、より効率的で実効性のある市政運営の指針とする必要がある。

さらに、厳しい財政状況が続く中であっても、次期計画の実現に向けた取組みを着実に実施するため、その原資の確保を図るとともに民間活力によるレバレッジ効果の創出等により最小の費用で最大の効果が得られるような計画とする必要がある。

以上のことから、次期計画の策定に当たっては、人口ビジョンを見直したうえで、その後の社会・経済状況や本市の抱える様々な課題、現行計画の成果を踏まえるとともに、幅広く市民の意見やニーズを取り入れる必要がある。このように、多くの労力と専門的なデータ収集・分析・検討が必要となることに加え、総合計画と総合戦略の統合という例の少ない手法を採用することから、効率的に策定作業を進めつつ真に実効性のある次期計画とするため、次期計画の策定作業に係る業務について、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に次期計画の策定の支援を実施できる事業者の本策定業務の一部を委託するものである。

## 3. 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## 4. 次期計画の策定期間

令和元年度から令和2年度までの期間で、令和2年11月の市議会定例会で基本構想を議決することを目指したスケジュールにより策定し、令和3年度から次期計画に基づいた事業を実施する。

## 5. 計画の概要

次期計画の構造及び計画期間は、次のとおりとする。

### (1) 基本構想

本市のまちづくりの基本理念及び基本目標を示すものをいう。目標年次を令和12年度とし、構想期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

### (2) 基本計画

基本構想実現のための施策の方針と具体的な施策を体系的に示すものをいう。次期計画においては、基本計画に地方創生に関する施策を位置づけ、次期総合戦略としての機能を果たすものとして策定する必要がある。

当初に策定する基本計画（前期基本計画）については、急速に変化する社会・経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるように、5年経過した時点で見直しを行い、その後5年間の施策の方針及び具体的な施策を示す後期基本計画を策定することになる。後期基本計画の策定は本業務には含まれないが、次期計画を策定するにあたっては、5年経過後には後期基本計画を策定しなければならないことを念頭においた上で、当該計画の効果検証・進捗管理が容易かつ適切に実施できるような工夫が求められる。

①前期基本計画⇒令和3年度から令和7年度までの5年間

②後期基本計画⇒令和8年度から令和12年度までの5年間

## 6. 業務内容

次期計画の策定作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとし、市と受託者の業務分担は次のとおりとする。なお、ここに示す業務内容は、次期計画の策定に最低限必要な事項を示したものであるため、受託事業者は、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

### (1) 令和元年度に実施する業務

#### ① 人口ビジョンの修正及び基礎調査実施支援

次期計画の策定は、平成27年度に策定した人口ビジョンの記載を基礎として行うことになるが、同ビジョン策定後に国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計や本市の人口動態等も更新されていることから、これら（他の数値にも変更があれば当該数値も含む。）を踏まえた同ビジョンの必要最低限の修正を行う。また、その後の社会・経済状況など人口ビジョンだけでは不足する次期計画策定に必要なデータを収集、分析し、本市の現状や課題を整理する。

#### 【基礎調査に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・人口ビジョンの修正方針の決定	・人口ビジョンの修正方針の検討及び提案
・人口ビジョンの修正	・人口ビジョンの修正案の作成
・調査方針の決定	・調査方針の検討及び提案
・本市が所有するデータの提供	・本市提供分以外に必要なデータの収集
	・データ分析
	・調査分析結果のとりまとめ
	・とりまとめ結果の次期計画への反映の検討

② 市民意識調査実施支援

市民に対する意識調査の実施に必要な調査項目の検討、集計、分析等を実施し、その調査分析結果を報告書としてとりまとめるとともに、次期計画の内容に反映する。なお、同様の調査を次期計画策定後にも実施することを想定しているため、本市職員でも容易に実施できるような調査・分析方法等を提案するものとする。

【市民意識調査に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・調査方針の決定	・調査方針の検討及び提案
・調査票原案の検討及び決定	・調査票原案の検討、作成及び修正
・調査対象者の抽出 ・宛名シールの作成	・調査票に係る印刷(調査票、封筒) 2000件
	・調査票の封入等発送準備作業
	・調査票及び返信用封筒の作成
	・調査票の配布及び回収並びにデータ入力 ・調査票配布(発送)及び回収(返送)費用の負担
	・単純集計及びクロス集計等の実施
	・調査結果分析
	・調査分析結果報告書の作成
	・とりまとめ結果の次期計画への反映の検討

③ 現行計画及び総合戦略の総括（評価及び検証）支援

現行計画及び総合戦略の達成状況や課題等を明らかにし、本市施策の方向性を分析し、総括として評価及び検証を行う。また、総括結果は、外部有識者等で構成する熱海市総合計画審議会（以下「審議会」という。）及び熱海市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に報告する必要があることから、総括結果を分かりやすく報告書にまとめる。

【現行計画及び総合戦略の総括（評価及び検証）に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・評価及び検証方針の決定	・評価及び検証方針の検討及び提案
・評価及び検証手法の決定	・評価及び検証手法の提案
・庁内ヒアリングの実施	・庁内ヒアリングへの参加及び実施支援
	・現行計画及び総合戦略の総括
	・評価及び検証結果のとりまとめ(報告書作成)
	・とりまとめ結果の次期計画への反映の検討

④ 基本構想骨子案の策定

前記①②③の結果を踏まえ、基本構想の骨子案を策定する。

【基本構想骨子案の策定に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・現行計画及び関連計画の提供	・現行計画及び関連計画との整合性の確認
・基本構想及び基本計画の構成の決定	・基本構想及び基本計画の構成の提案
・基本構想骨子案の決定	・基本構想骨子案の提案
	・基本計画を行政運営の実行計画とするために必要となる事項の検討及び提案

(2) 令和2年度に実施する業務

① 基本構想案及び基本計画案の策定支援

前年度の結果を踏まえ、基本構想案及び基本計画案を提案する。なお、次期計画の基本計画に地方創生に関する施策を位置づけ、当該施策が次期総合戦略としての機能を果たすものとして提案することとする。また、当該提案にあたっては、次期計画の実効性を確保することを旨とし、そのために必要と考える事項について積極的に提案を行うこととする。

【基本構想及び基本計画の策定に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・基本構想案及び基本計画案の決定	・基本構想案及び基本計画案の提案

② 次期計画案に係るパブリックコメントの実施支援

次期計画の基本構想案及び基本計画案について、令和2年11月議会において議決を得る予定であり、同年8月末までにパブリックコメントを実施する必要がある、これに係る関連資料等の作成支援、意見のとりまとめを行い、パブリックコメント結果の次期計画への反映を検討し提案することとする。

【パブリックコメントに係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・パブリックコメントの実施	・資料の作成
・意見の次期計画への反映の決定	・意見のとりまとめ
	・意見の次期計画への反映の検討・提案

③ 計画書のデザイン支援

次期計画書及びその概要版について、文章等の校正を支援するとともに、読み手の読み易さや見易さに十分留意し、適宜図表やイラスト、写真等を用いたデザイン及びレイアウトを提案する。

【計画書のデザインに係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・計画書及び計画書概要版の校正	・計画書及び計画書概要版の校正支援
・計画書及び計画書概要版のデザイン及びレイアウトの決定	・計画書及び計画書概要版のデザイン及びレイアウトの提案

④ 次期計画の進捗管理方法及び各種指標の提案

次期計画に定める各種施策等についてPDCAサイクルを通じた継続的な改善と実行を図るため、適切かつ効果的な進捗管理方法及びこれに必要な各種様式等の提案を行う。また、次期計画の各種施策等の進捗状況を測るKPIをはじめとする各種指標及びその計測方法等についても提案を行う。

なお、進捗管理方法については、進捗管理に要する市職員の労力を極力少なくすることを旨とするとともに、審議会や策定委員会その他の庁外及び庁内の会議等における実質的な検証を可能とするものを提案することとする。また、各種指標については、アウトプット指標を原則とし、当該施策等の進捗状況を測るにふさわしい指標を提案するとともに、市職員において毎年容易かつ確実に数値を知りうるものを提案すること（数値の測り方や入手方法についても明確に示すこととする。）。

【進捗管理方法の提案に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・進捗管理方法の決定	・進捗管理方法の検討及び提案
・各種指標の決定	・各種指標の検討及び提案

(3) 令和元年度・2年度にわたって適宜実施する業務

① 審議会・策定委員会の運営支援

総合計画を策定するにあたり、外部有識者等による審議会と庁内検討組織である策定委員会における審議を経ることが、熱海市総合計画条例及び熱海市総合計画策定委員会規程に定められており、市が審議会及び策定委員会を開催するにあたり、会議の司会進行やファシリテーション、必要な資料等の作成その他運営支援を行う。

ア 審議会の運営支援

【審議会の運営に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・運営方法の決定	・運営方法の協議及び確認
・出席者の日程調整及び出欠のとりまとめ	・会議資料の作成
	・会議への出席及び事務局フォロー
	・会議録の作成
	・意見のとりまとめ
	・とりまとめ結果の次期計画への反映の検討

※ 審議会の開催回数は、3回を予定している。

イ 策定委員会の運営支援

【策定委員会の運営に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
-----	----------

・運営方法の決定	・運営方法の協議及び確認
・出席者の日程調整及び出欠のとりまとめ	・会議資料の作成
	・会議の運営・ファシリテーション
	・会議録の作成
	・意見のとりまとめ
	・とりまとめ結果の次期計画への反映の検討

※策定委員会の開催回数は、5回を予定している。

## ② 市民職員合同会議の運営支援等

次期計画に基づく各施策やプロジェクトが「絵に描いた餅」にならないためには、計画策定過程のあらゆる場面で、当該施策等に関係する職員が「我が事意識」を持ち、積極的に参画する仕組みづくりが不可欠である。

本市では、上記①とは別に、次期計画の策定過程で各分野の課題抽出や調査研究その他必要な事項を行うための市民代表及び庁内関係職員による市民職員合同会議を設置する予定であり、同会議が有意義な話し合いの場となり、次期計画の実行段階においても当該職員による積極的な関わりを担保できるよう、同会議のあり方や運営方法を提案するとともに、同会議の開催に当たっては、テーマの設定、必要な資料等の作成その他運営支援を行う。

### 【市民職員合同会議の運営に係る業務】

熱海市	受託者の支援内容
・運営方法の決定	・運営方法等の提案、協議及び確認
・出席者の日程調整及び出欠のとりまとめ	・会議資料の作成

## ③ 次期計画策定中におけるアドバイザー等

次期計画の策定作業と同時並行して、現行計画及び現行総合戦略も引き続き推進していく必要がある。そこで、次期計画との間で断絶を生じさせることなく、むしろ有機的な連続性を保った施策を展開していくために、現行計画及び現行総合戦略に係る各事業の実施等について、積極的に助言し、ノウハウを提供するとともに、その他の支援を行う。

## 7. 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。

## 8. 受託者の責務

受託者は、業務の目的を理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても、積極的に提

案を行い、市と協議のうえ、誠意を持って対応するものとする。

## 9. 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、市と必要に応じて協議・打合せを綿密に行うものとする。

## 10. 資料の貸与

市が所有している資料（電子データを含む。）で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。

### 11. 疑義

本仕様書に定めのない事項については、受託者は、速やかに市と協議し、その指示を受けるものとする。業務内容について疑義が生じた場合も同様とする。

### 12. 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施するうえで必要と考えられる場合、受託者は、市の了解を得たうえで、関係官庁及び団体等と協議を行うものとする。協議した内容については、速やかに整理、記録し、市に報告するものとする。

### 13. 秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報や秘密等を他に漏らしてはならない。

### 14. 市民等情報の取り扱い

(1) 本業務を行うために市が提出した市民等情報については、次に掲げる事項を行ってはならない。

- ① 漏えい、紛失及び改ざんすること。
- ② 本業務以外に使用すること。
- ③ 市の許可無しに第三者に提供すること。
- ④ 市の許可無しに複写すること。

(2) 市民等情報に関して提出した資料は、市に返還し、また、電子データは消去しなければならない。

(3) 市民等情報の管理に関し、事故が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

### 15. 成果品の納品納入

受託者は、業務完了時、「16成果品及び検査」に示す成果品を納品納入するものとする。なお、納品納入時はもとより、納品納入後においても受託者の責めによる瑕疵があった場合、受託者は、速やかに成果品を修正して納品納入するものとする。

## 16. 成果品及び検査

成果品及び提出期限は、次のとおりとし、受託者は、遅滞なく次に掲げる資料を市へ提出するものとする。なお、提出期限は現時点における見込みであり、前後することがある。

(1) 市民意識調査分析結果報告書

⇒提出期限：令和元年10月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。また、紙ベースにより3部提出すること。

(2) 次期計画策定後に本市が実施する市民意識調査に必要となるデータ

⇒提出期限：令和2年3月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。

(3) 現行計画及び総合戦略の総括に係る報告書

⇒提出期限：令和元年10月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。また、紙ベースにより3部提出すること。

(4) 基本構想骨子案

⇒提出期限：令和元年12月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。また、紙ベースにより3部提出すること。

(5) 人口ビジョン修正案

⇒提出期限：令和元年11月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。また、紙ベースにより3部提出すること。

(6) 基本構想案

⇒提出期限：令和2年10月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。また、紙ベースにより3部提出すること。

(7) 基本計画案

⇒提出期限：令和2年10月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。また、紙ベースにより3部提出すること。

(8) 次期計画の原稿

⇒提出期限：令和3年1月末日

⇒提出方法：適宜写真やイラスト等を加えたもので、修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。また、紙ベースにより3部提出すること。

(9) 次期計画概要版の原稿

⇒提出期限：令和3年2月末日



⇒提出方法：適宜写真やイラスト等を加えたもので、修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。また、紙ベースにより3部提出すること。

(10) 次期計画及び概要版の印刷製本

①仮称「第五次熱海市総合計画」 A4版・全頁カラー・500部（150ページ程度）

⇒納入期限：令和3年2月末日

②仮称「第五次熱海市総合計画概要版」 A4版・全頁カラー・23,000部（8ページ程度）

⇒納入期限：令和3年3月末日

③上記業務に係るデータ一式 電子媒体 1部

(11) 令和元年度の業務報告書

⇒提出期限：令和2年3月末日

(12) 令和2年度の業務報告書

⇒提出期限：令和3年3月末日

(13) 次期計画の進捗管理方法に関する提案書

⇒提出期限：令和3年3月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。

(14) 次期計画で採用した各種指標の設定趣旨及び計測方法等に関する解説書

⇒提出期限：令和3年1月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出する。

(15) その他各種調査、集計及び分析結果の原稿及びその他関連資料一式

⇒提出期限：令和3年1月末日

⇒提出方法：提出方法は、適宜協議して決定する。

## 17. 成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとする。なお、市の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。

## 18. 納品場所

本業務の成果品の納入先は、熱海市企画財政課とする。